

町報 岡垣

発行所
岡垣町役場
責任者
岡垣町長 辻 守 莊

印刷所
有限会社 大和印刷所
電話(宗像) 2027番



保険者証が交付されます。

被保険者証が交付されたら、次のようなことに気をつけましょう。

(1) 内容を確認しておく。

被保険者証の氏名などまちがいないかを確かめ、裏面の注意事項をよく読んでおく。

(2) 自分で書き直さないこと。

被保険者証を自分勝手に書き直すと無効になります。家族に異動があった場合は、国保係で訂正してもらいようにして下さい。

(3) お医者さんにかかるとき提出する被保険者証がないと、医療費は全額自費払いになります。

(4) 治療がすんだら手元に保管する。

治療がすんだら、必ず手元に保管するようにしましょう。お医者さんに預け放しは、紛失など事故のもとになります。

(5) 資格がなくなったら返す。他町村への転出や他の健康保険に入ったときは、直ちに国保係に返して下さい。

もし資格がなくなった後にお医者さんにかかったりすると、あとで、(4)自分で費用を支払わなければならなくなったり

(4) お医者さんに迷惑がかかる(4)保険税がいつまでも安くならない。

等非常に自分自身不利になります。

(6) 書きかえ

被保険者証に記入されている有効期間が過ぎますと、その

被保険者は無効になります。新しい被保険者証は古いものと引き換えにお渡ししますが書き換えの時期、交付の方法についてはそのつどお知らせします。

受けられる医療の内容

国保を取り扱う医師、歯科医師が必要であると認めた場合は、次のような医療が受けられます。

◎診療

からだに異常を感じたときはいつでも国保で診察が受けられます。

ただし症状がない場合に受ける健康診断、特定の場合以外の予防接種、予防注射等は保険扱いにはなりません。

◎薬剤または治療材料の支給

治療に必要な薬はもちろん支給されます。医師から支給される場合のほか、国保を取り扱う医師の処方箋をもって、国保を取り扱っている薬局へ行けば、一部負担金を支払うだけで薬がもらえます。

そのほかにガーゼ、ほうたい、眼帯あるいは骨折の場合の副木やコルセットなど、病気やけがを治すにあたって必要な材料は支給されます。

◎処置手術その他の治療

処置とは、たとえば注射、ほうたい、ガーゼの取り替え、薬剤の塗布、患部の洗滌、点眼等であり、また手術とは麻酔、患部の切開、除去、縫合などのこととありますが、要するに必要な治療は全部やってもらえます。また、国保を取り扱う医師が同意したときは、マッサージ・あんま・はり・灸・柔道整復師の施術なども受けられます。

◎入院

治療のため入院する必要があると医師が認めたときは、いつでも入院できます。

◎看護

基準看護の指定を受けていな

国民健康保険の制度

◎国民健康保険の目的

国民健康保険(以下国保といいますが)は、健康保険やその他の医療保険に加入することのできない人が、病気やけがなどで経済的負担にまわられたとき、お互いに助け合い困難を分かち合うため、平素から保険料(税)を出し合い、これに国や市町村も拠出して、医療費を負担するという目的で生まれた制度です。

◎国保に加入する人

他の医療保険(職場の健康保険、公務員や教員などの共済組合、日雇健康保険、船員保険)に加入していない人および生活保護を受けていない人は、みな国保に加入しなければならいことになっています。

◎国保に加入する日、加入をやめる日

一、加入する日

(1) 転入してきた日(他の健康保険に入っていない場合)

(2) 職場の健康保険をぬけた日
(3) 出生した日
(4) 生活保護を受けなくなった日

二、加入をやめる日

(1) 他の市町村へ転出した翌日
(2) 職場の健康保険へ入った日の翌日
(3) 死亡した日の翌日
(4) 生活保護を受けはじめた日

◎世帯主

国保の加入は世帯単位です。したがって、被保険者証は世帯ごとに一枚です。同じ住宅に住んで家計がいつしよの人は同じ世帯になります。同じ世帯になる人は、ふつうは肉親同士ですが、店員や使用人は別の決め方がありますので、国保の係におたずねください。

世帯主は加入、脱退などいろいろの届けをしたり、保険税や医療費の一部を支払ったり請求したりする責任があります。

◎被保険者証

国保に加入すると加入資格の証明書として、一世帯一枚の被

い病院に入院した場合で、病状がとくに重い、あるいはいつもつきそって看護する必要がある時は、つきそい看護をつけることができます。

その代金は保険で支払われます。

◎ 移 送

重病者の入院、転院などの場合で保険医が必要と認めたときは自動車代が支払われます。

医療費の支払い方

◎ 一部負担金三割を支払うのが原則

国保で医者にかかる場合は、国保を扱う病院、診療所へ被保険者証を持参してみてもらうのが原則です。この場合、国保の加入者はかかった医療費の三割を一部負担金として医療機関に支払います。残り七割は保険者(市町村)で負担します。

◎ 現金で支払いあとで払いもどしを受ける場合

- (1) けがをし、附近に国保をとり扱う病院がないため、やむを得ず非取り扱い病院にかつぎこまれた場合、あるいは旅行中の急病のような場合
- (2) マッサージ・あんま・はり・灸・柔道整復師の施術

(但し国保を取り扱う医師の同意が必要)

- (3) 基準看護の指定を受けていない病院で看護人が認められた場合。
- (4) 移送が認められた場合。
- (5) 補装具等の交付が認められた場合。

以上のような場合その費用は全額自分で支払うことになりますが、あとで保険者(市町村)が支払分(七割)は、国保係で手続きをとらないと支払われません。

◎ 医療費の払いもどしが認められない場合

(1) 国保を扱う病院、診療所がいずれもあるのに、評判がよいから、知り合いだから、人に紹介されたからなどという理由で、国保を取り扱わないところで治

社会福祉協議会へ

香典返しとして寄附

海老津、故徳木末松氏

(七二才)

昭和四十二年十一月十四日死亡
香典返しとして徳木弘毅氏より寄附。

三吉、故野中亮一氏(六七才)

昭和四十二年十二月一日死亡。

香典返しとして野中栄一氏より寄附。

原、故占部ウメノ氏(九〇才)

昭和四十二年十二月六日死亡。

香典返しとして占部重九氏より寄附。

原、故刀根作市氏(七六才)

昭和四十二年十一月二十日死亡

香典返しとして刀根政子氏より寄附。

山田(吉野ヶ丘)故小浜タメ氏

(六三才)

昭和四十二年十一月七日死亡。

香典返しとして柴田弥吉氏より寄附。

無料 秘密

行政相談

恩給、年金、登記、国税、生活保護、道路、公営住宅、公害等役所への苦情、意見を承ります。

四月十二日 九時半か

ら十五時於

岡垣町役場で

行政相談委員には俵口一男氏が病氣のため辞任されたので、今年四月一日から安部一夫氏がなっております。

療を受けたとき。

(2) 緊急の場合とか、やむを得ない理由もないのに、被保険者証を持たないで自費支払ったとき。

(3) 加入の届け出を遅らせているため、被保険者証を使うことができず、自費で支払ったとき。

(4) つけたほうが便利だから、という理由でつきそい看護婦をつけたとき。

(5) 保険医が同意しない はり、灸、マッサージ代。

住民課

糠塚、故田中ユキ氏(九四才)
昭和四十三年二月二十八日死亡
香典返しとして田中清氏より寄附。

高陽、故西光文氏(三五才)

昭和四十三年二月二十三日死亡
香典返しとして西サワ子氏より寄附。

高陽、故大庭茂子氏(四二才)

昭和四十三年二月二十六日死亡
香典返しとして大庭樹繁氏より寄附。

上海老津、故成清耕造氏

(四五才)

昭和四十三年三月三日死亡。

香典返しとして成清フサ氏より寄附。

海老津、故吉田至氏(四六才)

昭和四十三年三月十四日死亡。

香典返しとして吉田澄子氏より寄附。

社会福祉協議会並びに老人クラブ寿会へ香典返しとして寄附。

吉木、故門司愈氏(七〇才)

昭和四十二年十一月二十七日死亡。

香典返しとして門司昭三氏より寄附。

元松原、故広渡ヨ子氏

(八六才)

昭和四十二年十二月十七日死亡

香典返しとして広渡一敬氏より寄附。

高倉、故安部ハル氏(八三才)

昭和四十三年一月六日死亡。

香典返しとして安部運氏より寄附。



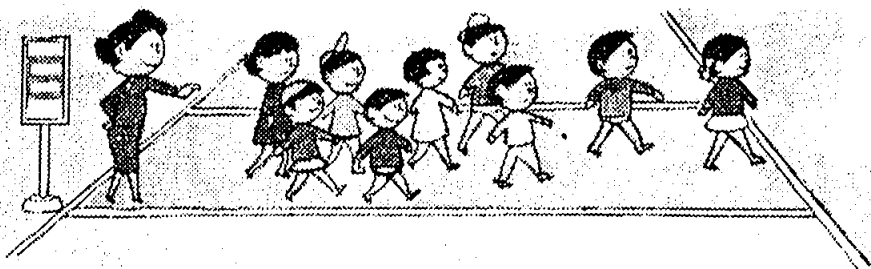
盲、聾学校生募集

県立の盲学校と県立聾学校で四十三年度の児童生徒の募集をしています。

幼稚部、小学部、中学部、高等部、高等部専攻科。

寄宿舎もあるし、補助もあります。くわしいことは教育委員会でおきき下さい。

こどもを交通事故から守りましょう



毎年四月は小学校、幼稚園をはじめとして各種学校の入学（園）期であります。特に小学校、幼稚園に入学する児童、園児は生活環境の急激な変化から交通事故の被害者になるおそれが多分にあります。

学校、家庭は勿論のこと、警察においても交通安全教育を実施していますが、なにを申しまして、こどもです。この次代をになうこどもを交通事故から守るため、車を運転される皆さんや、通行される皆さんに次のことをご協力お願いします。

○運転手の方へ

- 一、こどもが横断歩道をわたりまたは、わたろうとしているときは、横断歩道の直前で必ず一時停止し、その通行を妨げないようにしましょう。
- 二、横断歩道の直前で停止している車があるときは、其の他の車も歩行者の有無を確認するため、その横断歩道の直前で一時停止しましょう。
- 三、保護者等が付添っていない幼児や、学童が歩行しているときは、一時停止し、または徐行して、その通行を妨げないようにしましょう。

○一般の通行者の方へ

一、こどもが路上遊戯、その他危険な行為をしているときはいつでも、どこでも、だれで

も、こどもを交通事故から守るため「愛のひと声」をかけましょう。

二、登下校（園）のため、その他こどもが危険な場所を通行しているときは、その場に居合せた人は進んで誘導、合図

盗られて泣くより鍵かけよう

最近のレジャーブームを反映して、ご家族そろっての旅行などで家を留守にされる機会が増えることと思いますが、これは空巣ねらいがのさばる絶好のチャンスです。

この附近も相当被害がでています。

県下の昨年1月から6月までの侵入盗難の発生件数、五七七三件中の四八、三%にあたる二七九〇件が施錠忘れか施錠なしであります。

これを詳細に検討しますと。

施錠忘れ

二、五〇三件 四三%

施錠なし

二八七件 五%

で、この数字は県民皆さんの防犯意識が高まったとは云うものの、まだまだ地についたものでないことを物語っているとも云えますし、また施錠をしてお

などを行ない、こどもの安全な通行の確保を図るようにしましょう。

三、道路を横断するときは、運転手にわかるよう、手をあげて（横断旗）渡るように指導しましょう。

けば侵入盗難の約半分は防止できたかも知れません。

つぎのようなことについて注意し、被害を防ぎましょう。

◎鍵代は安いものです。盗られて泣くより鍵をとりつけましょう。

◎外出するときは鍵かけを忘れないようにしましょう。

◎安い鍵でよいから1個所に2個以上を目立たぬようにつけましょう。

◎硝子窓には格子をとりつけましょう。

◎便所の汲取口や勝手口もねらわれますので注意しましょう

◎被害にかゝったら現場はそのまゝにして警察に届けましょう。

お茶の講習

数あるわが国芸術のうちで、茶道は最も深遠で、しかも広汎

な文化的内容をもち、生活文化の花であり、世界に誇るべき日本の宝である。

それ故茶の道は日常生活の中に活かされねばならないし、大衆化されねばならない。

写真は三月九日のお茶反省会の一コマだが、昭和四十三年も引続いて講習しています。気軽に稽古に来て下さい。

老若男女を問わず、初歩から指導します。服装も普段着で結構です。

毎週土曜の午後一時から四時まで、役場でやっています。

双葉学級生の募集

人間の性格の基礎的なものは幼児期に形成され、この時期の生活指導は最も大切で、小学校に入ってからでは遅いといわれる位です。

又子どもの心の発達過程を知らない、大人の考えだけで子どもを扱ったり、逆にいつまでも赤ちゃん扱いをして、子どもの発達を阻害します。

それで児童心理学を中心に、又我々は何故学習を続けなければならないのかという「社会教育」等折りまぜて学習する方を募集します。

一、資格 出来るだけ中学生以下の子供のおる人。

二、学習場所及び時間 岡垣町役場で、午前九時から十二時まで

三、期日、四月から一月までの第四木曜（六月十月は別）

四、運営方法 一時間講義 三十分映画 一時間半 話し合い

五、学習課題 四月 「欲求」「話し合い」 映画「幼児の遊びと成長」話し合い「遊びについて」

五月 「社会教育」 映画「話し合い学習」

六月 「乳児期の心理」 映画「子供の叱り方ほめ方」

七月 「体力づくり」 映画「生活の中の体力づくり」体力づくりの演技

八月 「幼児期の心理」 映画「テレビッ子」

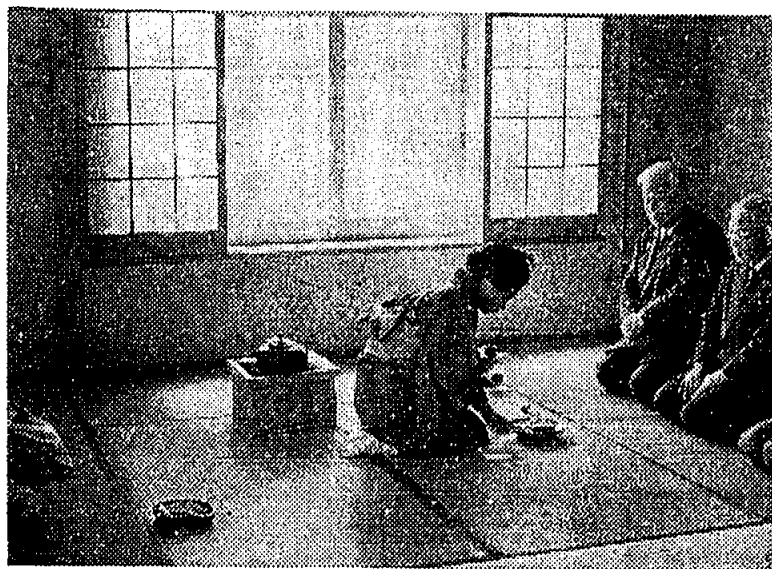
九月 「生活設計」 映画「主婦の時間割」

十月 「学童期の心理」 映画「マンガ太郎」

十一月 家計簿 映画「三つの家計簿」

十二月 家庭と環境 映画「家庭と生活」話し合いの題目は前回に決めます。

六、会費 一人百円（通信費）



体育の生活化を

町民体育祭

生活が近代化し、機械化するにつれて、人間の健康や、体力をむしろ条件はますますふえている。スポーツを遊びと見た時代は過ぎている。
町民の親睦と体力づくりの気運をつくる町民体育祭には、勝敗を度外視して、全町民参加下さい。

期日 四月二十一日

午前九時から(時間厳守) プログラム

①ラジオ体操一、二(全員)

- ②小中学生各区対抗リレー 予
- ③五千米マラソン(青年一般)
- ④人工衛星回収(婦人会)
- ⑤親子綱引(大人二子供三宛)
- ⑥青年百米、四百米競走。
- ⑦むかで競走(各区対抗)
- ⑧年令別各区対抗リレー 予
- ⑨万国博音頭、ベダビード。
- ⑩万回博音頭、ベダビード。
- ⑩ 押借競走(区から三名)
- ⑪ 風船わり(各役員)

中 食

- ⑫ 走中跳、走高跳、砲丸投
- ⑬ 風船とり(幼児)
- ⑭ 玉入れ(全員)
- ⑮ 地球を廻そう(婦人会)
- ⑯ 千五百米競走(青年一般)
- ⑰ 体協各部演技
- ⑱ 小中学生各区対抗リレー 決
- ⑲ 各区対抗リレー 決
- 勝
- 注意
- ① 区長、体育委員は出場者をよく掌握し、次々迅速に出して下さい。



議会だより

第二回臨時町議会は二月十九日午前九時三〇分岡垣町議会議事堂に招集され、会期は一日と決定、次の議案が可決された。

議案第七号

岡垣町職員定数条例の一部を改正する条例(案)

提案理由

町長室長の新設のため(職員の定数)
第二案第一号を次のように改める。

吏員「五五名」を「五六名」に改める計「六五名」を「六六名」に改める。

この条例は公布の日から施行する。

○賛成一六、反対一で原案可決

議案第八号

岡垣町課設置条例の一部を改正する条例(案)

提案理由 町長室長の新設のため(課の設置)

第一条「総務課」の前に「町長室」を加える。

この条例は公布の日から施行する。

この条例による町長室長を設置期間中は岡垣町条例、規則中、「助役」とあるを「町長室長」に読みかえる。

町長室長は一般職員とする。

○賛成一六、反対一で原案可決

議案第九号

特別委員の選任について

② 出場者は運動場の中は駆走で行動して下さい。

③ 参加者はビニール袋を持って来て、「公共の場は、来た時

運動種目と効果

壮年体力テスト結果の活用

三月二十七日岡中で壮年体力テストを実施したが、測定だけに終って下ったのは余り意味がない。

テスト結果を生活設計の目安にし、毎日の生活の中に生じて頂きたい。
(希望が多ければ校区でもやります)

運動種目と効果		効果					
運動種目	効果	敏捷性	柔軟性	全身持久	筋持久力	瞬発力	筋力
		○◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
徒手運動	走	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
器械運動	走	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
短距離走	走	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
長距離走	走	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
跳	走	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
相撲	走	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
サッカー	走	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
野球	走	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
バレー	走	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
ダンス	走	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
水泳	走	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
登山	走	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
重量挙げ	走	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎
ハイキング	走	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎	◎◎

○効果がある
◎効果が大きい



射撃場に関する決議について
本議会は射撃場について下記の通り決議する。

昭和四三年二月十九日

岡垣町議会議長太田金平

決議

我が岡垣町は人口一万五千を数え第一次産業をもって町の発展を期し秀麗なる山々清き川の流

れは平和な理想郷であった。
昭和二四年米軍対地射撃場として接収されて以来毎日の爆音並びに百回に及ぼんとする射撃は平和な理想郷を一瞬にして潰滅し住民を戦慄せしめた。
幸にして人畜に被害のなかったことは不幸中の幸であり天祐ともいうべきである。而しながら今後誤射による人畜の被害がないとは云い得ることは出来ない

もし人畜に被害を蒙った時を思考するとき町議会の責任は重大なものがある。

昭和三十八年射爆場撤去を議会に於て決議し政府に強く要請した意義は実にここにあるのである其の後に於ても度重なる誤射あり其の都度米軍に対し抗議をなしたが、今日の如き誤射事件を惹起した。町議会は次の事項を政府に強く要請する。

1、自衛隊は今日まで一回の誤射も起していない。米軍は最大の注意力の欠如と思考されるので一層の注意を要請する

1、速度はマッハを越える高速度で射爆場が狭隘のため誤射が必然性とするなら他の地域に移転を要請する。

1、今後の誤射については住民の感情等を考え即時撤去を要請する

○満場一致で決議

第一回定例町議会は三月八日午前九時三〇分、岡垣町議会議事堂に招集され、会期は三月三十一日まで二四日間と決定、次の議案が可決された。

三月八日(第一日目)

議案第一〇号

岡垣町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第一一号

岡垣町手数料条例の一部を改正する条例(案)

議案第一二号

岡垣町消防団員の定数任用給与分限及び懲戒服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第一三号

岡垣町水道事業の設置等に関する条例(案)

議案第一四号

岡垣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(案)

議案第一五号

昭和四三年度岡垣町一般会計歳入歳出予算(案)

議案第一六号

昭和四三年度岡垣町特別会計国民健康保険歳入歳出予算(案)

議案第一七号

昭和四三年度岡垣町水道事業会計予算(案)

議案第一八号

昭和四三年度岡垣町特別会計農業共済事業予算(案)

議案第一九号

福岡県旧町村職員恩給組合資産管理組合規約の一部を改正する規約の制定について

議案第二〇号

岡垣町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第二一号

岡垣町特別職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第二二号

岡垣町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第二三号

第一日目は以上の議案が提案され町長の提案理由の説明で閉会され休会となる(午後〇時三五分)

三月二一日(第二日目) 午前九時三〇分開議

議案第一五号 昭和四三年度岡垣町一般会計歳入歳出予算(案)

各常任委員長の委員会審議報告

右議案の審議

議案第一六号

昭和四三年度特別会計国民健康保険歳入歳出予算(案)

右議案の審議

議案第一七号 昭和四三年度岡垣町水道事業会計予算(案)

右議案の審議

議案第一八号 昭和四三年度岡垣町特別会計農業共済事業予算(案)

右議案の審議

以上議案第一五号より第一八号まで一括採決

○賛成一六、反対一で原案可決

請願、陳情の採択

○請願書三件、採択

厚生経済委員会付託

○請願書一件 採択

庁舎建設特別委員会付託

以上で第二日目を閉会(午後三時四五分)

三月二七日(第三日目) 午前九時三〇分開議

名所探訪 登山

四月二十八日(四月二十一日が雨天で町民体育祭実施の時は四月二十九日) 午前九時十分。遠賀療養所前バス停に集合。

須藤駿河守の墓、手野上の古墳群、鮎返しの滝、百合山。

三吉、手野の境の峯を通り、上高倉にぬけ、金山跡、金明竹、雪穴、不動の滝を見る予定です。体力づくりのため大勢参加下さい。山登り支度で、持参品、弁当、水筒、バス賃、写真代百円

百合山 (二二〇米)

手野と三吉の境にある山で、

手野では城原山ともい、早魃

の年この山の上で火をもちやすと必ず雨がふったので、雨乞山という名もある。(昔こゝで雨乞をして天に祈ったので手野を天野とも書いた)

頂上に平地があり、城跡である。大内義興から宗像四郎氏佐に贈った書に出ているので、永正年間からあったのだろう。

(西暦一五〇〇年頃で、桶狭間の戦いから五〇年位前、今から四六〇年位前)

後宗像氏貞が城山の城主の頃(豊臣秀吉の頃)この雨乞山を出城にしていたが、修理しようとしたら、兵乱が続いて民間は困窮しているので、やめてくれ

と要請があり、城代もおかず、番人が少しいたのだろう。

現在十米位切りおとした絶壁が残っているのみだが、頂上から下を見ると、吉木、野間、手野、内浦等、手に取るように分り、人間一人でははつきり見えない。

写真は内浦から見た百合山



四号議案第一九号議案第二〇号 議案第二二号議案第二三号一括審議

議案第一〇号

岡垣町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)

○満場一致で原案可決

議案第一一号

岡垣町手数料条例の一部を改正する条例(案)

○賛成一六、反対一で原案可決

議案第一二号

岡垣町消防団員の定数、任用、給与分限及び懲戒服務等に関する

る条例の一部改正する条例(案) 〇満場一致で原案可決

議案第一三号

岡垣町水道事業の設置等に関する条例(案)

○賛成一五、反対一で原案可決

議案第一四号 岡垣町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(案)

○賛成一五、反対一で原案可決

議案第一九号 福岡県旧町村職員恩給組合資産管理組合規約の一部を改正する規約の制定について

〇満場一致で原案可決

第1表 昭和43年度 一般会計歳入歳出予算

(単位千円)

歳入の部			
説 明	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較
1 町 税	53.047	40.596	12.451
2 国有提供施設所在 市町村助成交付金	4.662	4.000	662
3 地 方 交 付 税	68.500	57.600	10.900
4 分担金及負担金	1.223	1.396	△ 173
5 使用料及び手数料	8.657	6.125	2.532
6 国庫支出金	30.983	65.362	△34.379
7 県支出金	2.730	10.652	△ 7.922
8 財産収入	5.107	3.079	2.028
9 寄附金	2	2	0
10 繰入金	54.776	37.900	16.876
11 繰越金	6.000	6.000	0
12 諸収入	7.031	4.857	2.174
13 町 債 計	40.100	41.300	△ 1.200
合 計	282.818	278.869	3.949

歳出の部			
説 明	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較
1 議会費	11.880	10.758	1.122
2 総務費	115.502	77.535	37.967
3 民生費	22.369	18.078	4.291
4 衛生費	9.758	7.404	2.354
5 労働費	14.038	12.357	1.681
6 農林水産費	10.339	14.732	△ 4.393
7 商工費	1.129	884	245
8 土木費	47.909	23.364	24.545
9 消防費	6.705	5.569	1.136
10 教育費	29.415	89.594	△60.179
11 災害復旧費	0	9.054	△8.054
12 公債費	13.264	9.039	4.225
13 諸支出金	10	1	9
14 予備費	500	500	0
合 計	282.818	278.869	3.949

財 源 内 訳				
国 庫 金	地方債	その他	一般財源	本年度 予算額
1.318	25.000	45.801	43.383	4.18
3.319		7.371	11.679	40.68
568		2.048	7.142	7.89
8.583	1.000		4.455	3.44
410			9.929	4.94
			1.129	4.02
13.464	9.900	260	24.285	0.40
590	1.000		5.115	16.79
2.822			26.587	2.37
			10	10.44
2.796			10.468	—
			500	4.67
			500	0.18
33.870	36.900	55.480	156.562	100.00

議案第二〇号
岡垣町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)
○賛成一五、反対一で原案可決
議案第二二号
岡垣町特別職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(案)
○賛成一五、反対一で原案可決
議案第二四号
昭和四二年度岡垣町一般会計補正予算(案)(第四号)
昭和四二年度岡垣町の一般会計補正予算(第四号)は次に定める

(案)
○満場一致で原案可決
議案第二三号
岡垣町伝染病隔離病舎の廃止について
遠賀郡岡垣町ほか三ヶ町伝染病隔離病舎竣工のため、
○満場一致で原案可決
議案第二四号

るところによる。

(歳入歳出予算の補正)
第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四三、一八三千百円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三二四、八七七千百円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並に補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)
第二条 地方債の変更は「第三表」地方債補正による。

(繰越明許費)
第六条 地方自治法第二二三条第一項の規定により翌年度に繰越して使用する事ができる。経費は「第四表繰越明許費」による。

○賛成一五、反対一で原案可決
議案第二五号
昭和四二年度岡垣町特別会計国民健康保険補正予算案(第一号)
昭和四二年度岡垣町特別会計国民健康保険補正予算(第一号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
第一条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六六〇九千百円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ三七、三五五千百円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表歳入歳出予算補正」による。

○満場一致で原案可決
議案第二六号
昭和四二年度岡垣町特別会計上水道補正予算(案)
昭和四二年度岡垣町特別会計上水道の補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ一、〇四二千百円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四〇、二八七千百円とする。

○満場一致で原案可決
議案第二七号
昭和四二年度岡垣町特別会計農業共済事業補正予算(案)第二

号昭和四二年度岡垣町特別会計農業共済事業の補正予算(第二号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出補正予算)
第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三六三千百円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ六、〇八八千百円とする。

第二条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表歳入歳出予算補正」による。

○満場一致で原案可決
議案第二八号
岡垣町道路線の認定について道路法第八条第二項の規定により岡垣町道路線を下記のとおり認定したので議会の議決を求める。

整理番号一〇五
路線名 元松原〜黒山線
起点 大字吉木字新兵衛下二四五二ノ二
終点 大字黒山字宇山一四九四ノ三
延長 三九五米
中員 三米

整理番号一〇六
路線名 高倉〜野間線
起点 大字高倉字東田五九五
終点 大字高倉字東田五八五
延長 一〇〇米
中員 四米

○満場一致で原案可決
議案第二九号
地域公民館建設費に対する町補助金交付基準要綱(案)制定について

○保留
以上で第三日目を閉会(午後二時五五分)
三月二十九日(第四日目)
議案第三〇号
県行造林看守人の選任について
看守人 新松原 広渡植男 六四才

○満場一致で原案可決
○請願書 一件 採択
土木常任委員会付託
○委員会付託事項の報告
以上で第四日目を閉会(第一回定例町議会は会期三月三十一日までとなっているが本日で閉会)
(午前一一時二五分)